平成２３年（フ）第８３７４号
大阪府豊中市北条町２丁目８番９号、前住所大阪府豊中市服部寿町２丁目14番17号
破産者　松本　匡矩
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６８号
兵庫県西宮市甲子園洲鳥町９番８号
破産者　鮫島　英美（旧姓石井）
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８８２号
兵庫県西宮市若山町１番10号　ハイツモンド
破産者　多田　徳子
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２７８号
兵庫県姫路市南条２丁目51番地
破産者　由本製革所こと　由本　榮一
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８６号
福岡県八女市川犬502番地３　西棟
破産者　北島　隆彦
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第８２号
福岡県八女市立花町白木367番地
破産者　塩塚　孝広
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第１０５号
佐賀県佐賀市鍋島６丁目４番９号
破産者　松尾　正孝
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７９号
愛知県一宮市大赤見2893、住民票上の住所愛知県一宮市桜１丁目９番11号
破産者　玉腰　龍哉
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４８８号
愛知県犬山市大字犬山字南別祖13番地１
破産者　鮫元　芳昭
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５００号
滋賀県甲賀市水口町下山693番地429―101号、前住所滋賀県甲賀市水口町山710番地67
破産者　藤井　和子
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４６号
広島県尾道市栗原町11801番地２
破産者　高垣　千晶
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第４６４号
熊本市中央区国府１丁目４―13、住民票上の住所熊本市清水新地１丁目５番15―305号
破産者　河嶋　浩幸
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６４１号
熊本市東区戸島西１丁目８番18号
破産者　北山　　誠
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２８６号
大分市大津町２丁目７番２Ａ９―43号、破産手続開始決定時の住所大分市王子西町８番21号　植木セメントビル303
破産者　西田　泰幸
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６８３号
川崎市高津区坂戸３―11―34、住民票上の住所川崎市高津区二子３丁目16番６号
破産者　古川　勝久
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５７４号
川崎市麻生区上麻生６丁目４番３―403号、開始決定時の住所川崎市麻生区王禅寺東４丁目36番35―２号
破産者　上中村賢一
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６００号
川崎市高津区下作延４丁目３番12号
破産者　上中村征治
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７７６号
川崎市宮前区東有馬１丁目１番12―503号　ヴェル・ドミール
破産者　佐藤　洋一
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係